No.	質問	回答
－	－	同一世帯に複数の障がい児がいる場合を、以下、複数児童という。 複数児童の上限額管理以外の上限額管理（１人の対象児童に対する上限額管理）を、以下、通常の上限額管理という。
1	複数児童の上限管理はいつから電子請求可能か。	令和７年５月審査（令和７年４月サービス提供分）から、複数児童用の利用者負担上限額管理結果票の電子請求が可能。
2	複数児童の上限額管理を開始するに当たって必要な手続きはあるか。	上限額管理対象の複数児童それぞれに対して、同じ事業所を上限額管理事業所とする必要がある。 そのため、複数児童のいずれか又はいずれも上限額管理事業所の登録がない場合や、複数児童それぞれで別の事業所を上限額管理事業所として登録している場合には、受給者証を発行している区保健福祉課へ上限額管理を開始する月の25日までに上限額管理依頼届出書の提出が必要。
3	上限額管理事業所の届出が遅れた場合や複数児童それぞれにおいて通常の上限管理を行った場合等の事情により、複数児童の上限額管理ができなかった場合の取り扱いは。	高額障害児通所給付費等にて還付を行うことから、保護者に対して、区保健福祉課にて手続きを行うよう御案内いただきたい。ただし、保護者の負担軽減のため、可能な限り複数児童の上限額管理で御対応いただくよう留意願いたい。
4	利用者負担上限月額が０円の世帯の場合、上限額管理をする必要はあるか。	上限額管理の必要はない。
5	複数児童であることの確認はどのように行うか。	上限額管理事業所において保護者へ確認する等の手段で把握する必要がある。なお、受給者証へ複数児童であることの印字はされない。
6	事業所間で共有する上限額管理結果票の様式は。	今後は、国から示された、添付の利用者負担上限額管理結果票（複数児童）（例）を使用いただきたい。なお、既に令和７年５月２日に送付した本市の様式例にて作成し終えた管理結果票を国様式へ差し替える必要はない。
7	児童福祉法に基づくサービス（以下、障害通所支援等という。）と障害者総合支援法に基づくサービス（以下、介護給付費等という。）を世帯で利用している場合の取扱いは。 例）同一世帯で放課後等デイサービスと短期入所等を利用している児童がいる場合。	障害児通所支援等の事業所、介護給付費等の事業所において１事業所ずつ、上限額管理事業所となる必要がある。 なお、世帯における障害児通所支援等及び介護給付費等の利用者負担額の合計が世帯の利用者負担上限月額を超過する場合、高額障害児通所給付費等において還付を行うことから、保護者に対して、区保健福祉課にて手続きを行うよう御案内いただきたい。 ※上記については、複数児童の上限額管理、通常の上限額管理いずれの場合も同様。
8	上限額管理事業所はどのように決めたらよいか。	原則として契約日数の多い事業所とする。 上限管理事業所の優先順位の考え方の詳細については、「障害児通所給付費に係る請求等事務の手引き」及び「介護給付費等に係る請求事務の手引き」を参考とすること。 【掲載先URL】 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/seikyu.html
9	利用者負担上限月額が０円でない世帯において、複数児童が当月に利用した事業所が１箇所のみの場合は上限額管理加算の算定ができるか。 例１）兄弟ともにA事業所のみと契約しており、A事業所が複数児童の上限額管理事業所である場合。 例２）兄弟ともにA事業所、B事業所と契約しているが、当月において利用した事業所が複数児童の上限額管理事業所であるA事業所のみだった場合。	利用事業所が１事業所のみの場合は、上限額管理対象外のため上限額管理加算の算定は出来ない。ただし、本ケースにおいて、A事業所は、上限管理加算の算定はできないが、複数児童の上限額管理を行う必要がある。
10	請求明細情報の利用者負担額の調整方法及び管理結果等の考え方について。	別紙「障害者自立支援給付審査支払等システムに係るＱ＆Ａについて」において、国から具体例が示されているので、参考としていただきたい。
11	利用者負担上限月額が０円でない世帯において、複数児童のうち、１人だけサービス利用があった場合でも上限額管理は必要か。	複数児童の上限額管理の必要はない。ただし、１人で複数の事業所を利用した場合は、通常の上限額管理が必要。
12	利用者負担上限月額が０円でない世帯において、兄が放課後等デイサービス、弟が児童発達支援（幼児教育無償化の対象児童）の場合、上限額管理を行う必要はあるか。	複数児童の上限額管理の必要はない。ただし、本ケースにおいて、兄が複数の事業所を利用した場合は、通常の上限額管理が必要。
13	本通知及び Q&A等は札幌市公式HPにて公開されているか。	以下のURLにおいて掲載している。 【掲載先URL】 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jishien.html
14	設問No.2に関連して、区保健福祉課へ提出する上限額管理依頼届出書の様式は、通常の上限額管理事務も、複数児童の上限額管理事務も、同様の様式か。	いずれも同様の様式である。
15	関係事業所から上限額管理事業所へ提出する利用者負担額一覧表の様式は、通常の上限額管理事務も、複数児童の上限額管理事務も、同様の様式か。	同様の様式である。通常の上限額管理事務と同様に、サービス提供月の翌月３日までに、関係事業所から上限額管理事業所へ提出する必要がある。
16	同一世帯の複数児童の上限額管理を行う場合に、それぞれの児童に対して上限額管理加算を算定することはできるか。 例）兄弟ともにA事業所、B事業所を利用しており、A事業所が複数児童の上限額管理を行う場合。	複数児童の上限額管理を行う場合において、上限額管理加算は同一世帯につき、１回限りの算定であることから、それぞれの児童に対して上限額管理加算を算定することはできない。 本ケースにおいて、複数児童の上限額管理を行うA事業所は、兄又は弟のいずれか一方のみにおいて、上限額管理加算を算定する。
17	同一の障がい児に対して、複数児童の上限額管理事務と通常の上限額管理事務を同時に行うことはできるか。	同一の障がい児に対して複数児童用の上限額管理結果票と通常の上限額管理結果票の作成を行うことはできない。